

★

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第三号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

製菓衛生師試験における受験の手続に必要な書類の見直しに伴い、所要の規定の整理及び様式の改正を行った。

二 施行期日

令和八年二月一日